

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人有限会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 損害項目

申立人と被申立人は、本件に関し、下記2の期間における下記1の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

- (1) 営業損害
- (2) 検査費用及び線量計購入費用
- (3) 弁護士費用

2 期間

自 平成23年3月11日
至 平成24年11月30日

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項の1所定の損害項目に対する和解金として、592万4556円の支払義務があることを認める。

(内訳)

(1) 営業損害	498万0156円
(2) 検査費用及び線量計購入費用	77万1900円
(3) 弁護士費用	17万2500円

3 支払方法

(省略)

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（第1項の2所定の期間に限り、第1項に対する遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年12月18日

(仲介委員 高木佳子)